

# 2月18日(月)から3月17日(月)まで

【町で受付できない申告】次の申告については、税務署で行ってください。

- ① 新規の事業（営業・不動産）の方、または前年の収支内訳書のない方
- ② 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ③ 源泉徴収票がなく、還付など所得税の差し引きをする申告を行う方
- ④ 譲渡所得、損失申告、修正申告、過年度の申告及び修正申告を行う方

【確定申告する必要がある方】

平成19年分の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引いた金額を基に計算した税額が配当控除額、住宅借入金（取得）等特別控除額の合計額を超える方で、次のいずれかに当てはまる方

●**給与所得がある方**

- ① 給与収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利息や不動産の賃貸料などの支払を受けた方
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ⑥ 外国の在日公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際、源泉徴収されないこととなっている方
- ⑦ お子様の扶養控除を両親で受けている場合、所得金額により扶養控除を受けられないなどの年末調整に誤りがある場合。（お子様の収入金額などを再度ご確認ください）

●**公的年金などにかかる雑所得がある方**

公的年金などにかかる雑所得以外の所得のない方で、公的年金にかかる雑所得の金額から基礎控除などの所得控除を差し引いた金額が千円以上の方

●**事業所得や不動産所得などがある方、または不動産をお売りになった方**

事業を営んでいる方、不動産の貸し付けによる所得のある方、土地や建物を売却した方などで、平成19年分の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引いた金額を基に計算した税額が、配当控除額を超える方

※税務署に確定申告をする必要がない人であっても、**住民税の申告は必要**です。（所得がなかった方でも、1人世帯もしくはどなたの扶養親族などになっていない方は**住民税の申告**が必要となります）

申告をしていないと、国民健康保険料の軽減対象からはずれたり、幼稚園・保育園・高校などの授業料の軽減、老齢福祉年金・児童手当などの給付申請に必要な課税証明書などの発行ができなくなります。

## からのお知らせ》

### 申告書はご自分で書いて提出はお早めに

平成19年分の申告書の提出及び納付は

**所得税** 3月17日(月)  
**贈与税** 3月17日(月) までです。  
**個人事業者の消費税及び地方消費税** 3月31日(月)

※「相続時精算課税及び住宅資金特別控除の特例」や「贈与税の配偶者控除」などの特例の適用を受ける方は、申告が必要となります。

### 納税には、振替納税をご利用ください

平成19年確定申告分の振替納付日は次のとおりです。

**所得税** 4月22日(火)  
**個人事業者の消費税及び地方消費税** 4月24日(木)

ご希望の方は、税務署の管理部門へお尋ねください。

**申告と納税はe-Tax（イータックス）で。**

自宅や事務所にいながら申告や納税ができる便利でうれしいサービスです。

**申告書の作成を税理士に依頼される際には、にせ税理士にご注意ください。**